

目 次

第1章 本ガイドラインについて

1-1 背景	1
1-2 目的	1
1-3 位置付け	1
1-4 使い方	1
1-5 対象範囲	
1-5-1 対象区域	2
1-5-2 対象行為	3
1-6 景観形成の方針	3

第2章 東山手・南山手地区の景観構造

2-1 地形	4
2-2 歴史	4
2-3 景観資産	5
2-4 住民の意識	6

第3章 これまでの取組みと課題

3-1 これまでの主な取り組み	
3-1-1 長崎市景観計画	7
3-1-2 長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例	7
3-1-3 風致地区	9
3-1-4 長崎まちなかデザイン会議	11
3-1-5 長崎市屋外広告物条例	12
3-1-6 長崎市歴史的風致維持向上計画	13
3-1-7 長崎居留地歴まちグランドデザイン	13
3-2 課題	13
3-3 取組みの方向性	14
3-4 現状における課題	15

第4章 ガイドラインの考え方

4-1 ガイドラインの考え方	16
4-2 景観まちすじ、景観まちかど、主要な眺望点の設定	
4-2-1 景観まちすじ	17
4-2-2 景観まちかど	17
4-2-3 主要な眺望点	18
4-3 目指すべき景観像	19

第5章 景観ガイドライン

5-1 概要	24
5-2 景観形成基準と景観まちすじの景観ガイドライン	
5-2-1 建築物及び工作物	24
5-2-2 開発行為等	39
5-2-3 屋外広告物	41
5-2-4 夜間景観	44
5-2-5 駐車場	45
5-2-6 仮設物	46
5-3 景観まちかどの景観ガイドライン	47
5-4 主要な眺望点で推奨される取組み	55

第6章 景観まちづくりの推進について

6-1 運用体制	56
6-2 時代の変化への対応	56
6-3 景観モニタリング	57
6-4 次世代との協働	57
6-5 地域での顕彰活動	57
6-6 支援制度	58

